

独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の自己啓発等休業に関する規則

平成20年3月3日

規則3号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第41条の2に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、就業規則第2条に規定する職員（雇用の期間を定め、日給及び時間給により雇用する者を除く。）をいう。

2 この規則において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

3 この規則において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして機構長が認めたものに参加することをいう。

4 この規則において「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

(自己啓発等休業の承認)

第3条 機構長は、職員が自己啓発等休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあつては2年（大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合として学校教育法第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第4条 自己啓発等休業職員（以下「自己啓発等休業職員」という。）は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第1項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、機構長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、機構長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の効果)

第5条 自己啓発等休業職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第6条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

- 2 機構長は、自己啓発等休業職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他次の各号に定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
- 一 自己啓発等休業職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
 - 二 自己啓発等休業職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(職務復帰後における給与の調整)

第7条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、次の各号に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 一 当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則(平成16年規則第42号)第16条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 二 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前号の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同号の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員についての退職手当の特例)

第8条 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員退職手当規則(平成16年規則第46号。以下「退職手当規則」という。)第6条の4第1項及び第9条第3項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同規則第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当規則第9条第3項の規定の適用については、同項第4号中「前号に準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間 その月数」とあるのは、「独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年規則第 号)第2条に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第2項又は第3項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務の能率的な運営に特に資するものと認められない場合等 その月数」とする。

(自己啓発等休業の承認の請求手続)

第9条 自己啓発等休業の承認の請求は、自己啓発等休業承認請求書により、自己啓発

等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

- 2 機構長は、自己啓発等休業の承認の請求をした職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の請求手続)

第10条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の請求について準用する。

(自己啓発等休業職員が保有する職)

第11条 自己啓発等休業職員は、その承認を受けたときに発令されていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。

- 2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(職務復帰)

第12条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(通知書の交付)

第13条 次に掲げる発令は、通知書の交付により行う。

- 一 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- 二 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- 三 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(報告等)

第14条 自己啓発等休業職員は、機構長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について機構長に報告しなければならない。

- 一 当該職員が、その請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - 二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - 三 当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 2 第9条第2項の規定は、前項の報告について準用する。
 - 3 機構長は、自己啓発等休業職員から第1項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)適用職員の例に準ずる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。